平成２４年（フ）第１２３４号
堺市堺区三宝町２丁136番地１　カルム堺Ｃ―308号
債務者　吉岡　謙三
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２４２号
大阪府河内長野市上田町30番地の２―503号
債務者　浅井あゆみ
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２８５号
堺市北区東三国ヶ丘町４丁２番10―508号
債務者　久保　茂一
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２８６号
堺市北区東三国ヶ丘町４丁２番10―508号
債務者　久保　昌子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３０５号
堺市北区南花田町331番地　斉藤ハイツ103号
債務者　渡邉　政志
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３３４号
堺市西区浜寺石津町東３丁１番39号　M―16
債務者　岩谷　政子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
山形市江俣４丁目19番34号、前住所山形市桧町４丁目８番13号
債務者　貝和けい子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで　山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６６号
函館市旭町７番12号
債務者　吉田　啓二
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３７７号
北海道北斗市七重浜３丁目12番22号
債務者　佐藤　晃子（旧姓佐鯉・河村）
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１１６号
山形県米沢市矢来２丁目６番30号
債務者　須賀　広美
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１７６０号
埼玉県志木市本町５丁目17番２―625号
債務者　藤井　国博
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７６１号
埼玉県志木市本町５丁目17番２―625号
債務者　藤井加奈子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７６６号
埼玉県新座市野火止５丁目23番27号　モア・クレール202号室
債務者　福田　丈夫
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７６７号
埼玉県新座市野火止５丁目23番27号　モア・クレール202号室
債務者　中野渡君美枝（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７７４号
埼玉県南埼玉郡宮代町笠原２丁目５番７号
債務者　高橋　和生
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７７５号
埼玉県春日部市粕壁３丁目４番７号　サンライズ102号、旧住所埼玉県春日部市粕壁３丁目４番７号　サンライズ201号
債務者　高橋　松雄
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７８７号
埼玉県川口市大字東本郷1122番地　東本郷ビル301号、旧住所埼玉県川口市大字東本郷718番地の１
債務者　田村　和宏
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係